

幸田町社会福祉協議会 職員採用試験

募 集 要 項

- 【募集資格】** 社会福祉士
介護支援専門員
保健師
- 【受付期間】** 令和3年6月14日(月)から
7月21日(水)まで
- 【試験期日】** 令和3年8月7日(土)
- 【採用予定日】** 令和3年10月1日(金)

幸田町社会福祉協議会職員採用試験募集要項

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
社会福祉総合職	若干人	大学	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業又は令和3年9月30日までに卒業見込みの人 ※ 社会福祉士資格を令和3年9月30日までに取得又は取得見込みの人
		短大	
介護支援専門員	若干人	大学	昭和37年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業の又は令和3年9月30日までに卒業見込みの人 ※ 介護支援専門員資格を令和3年9月30日までに取得又は取得見込みの人
		短大	
保健師	若干人	大学	昭和37年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業の又は令和3年9月30日までに卒業見込みの人 ※ 保健師資格を令和3年9月30日までに取得又は取得見込みの人
		短大	

注1 上記の「短大」には、高等専門学校及び専修学校の課程を含みます。なお、専修学校の課程とは、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程です。

注2 必要資格の他に普通自動車免許（AT限定可）を取得していること。

注3 社会福祉総合職については、雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のイの長期勤続によるキャリア形成を図る観点から上限年齢を定めています。

注4 採用後、配置転換等により採用職種以外の職種に就く場合があります。

注5 次に該当する人は、受験することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程及び試験内容

日時	場所	試験内容
令和3年8月7日(土)	幸田町福祉サービスセンター	・基礎能力検査(言語、数理、論理) ・職場適正検査 ・面接

※ 試験会場で特別な配慮を必要とする人は、受験申込書の提出の際に申し出てください。

※ 応募人数によって試験場所を変更することがあります。

3 試験申込み及び受付期間

令和3年6月14日(月)から7月21日(水)までとします。

窓口での受付時間は、執務時間中(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)とします。(土曜日・日曜日・祝日は、休みとなります。)

4 提出書類

(1) 本会指定の受験申込書

(2) 写真1枚(申込前3か月以内の撮影 上半身 脱帽 縦4cm×横3cm)を本会指定の申込書の所定欄に貼付すること。

※ 上記書類に必要事項を記入し、幸田町社会福祉協議会に提出してください。

※ 受験申込書は、幸田町社会福祉協議会でお渡しするほか、幸田町社会福祉協議会ホームページ(<http://kotashakyo.jp/>)からもダウンロードできます。

※ 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書等を郵送で請求する場合は、94円切手を貼付し、宛先等を明記した返信用封筒(長形3号 120mm×235mm)を必ず同封してください。

※ 申込みの際は、なるべく本人が持参してください。

※ 受験申込書等を郵送で提出する場合は、受付期間末日の消印まで有効とします(消印がない場合は、無効)。また、返信用封筒を同封する必要はありません。

※ 郵送は、配達記録その他の確実な方法で送付してください。

※ 合格者は、試験結果発表後に卒業証明書又は卒業見込証明書、各種資格証明書のコピーの提出を求めます。

5 提出場所

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会(幸田町福祉サービスセンター内)

住所 愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4

電話 0564-62-7171

6 試験結果の開示

試験の結果については、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会個人情報保護規程第11条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。

開示方法、内容等については、下記のとおりです。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
試験受験者	総合順位 総合得点	・ 試験の可否通知日から 1か月間 ・ 受付時間は、午前8時 30分から午後5時まで (土・日・祝日を除く。)	受験者本人が運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの)を持参の上、幸田町社会福祉協議会において口頭で申し出てください。

※ 請求できるのは、受験者本人のみです。代理による請求はできません。

※ 各試験において1課目でも受験しなかった試験科目がある場合には、試験成績を開示することはできません。

7 給与・勤務条件

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会の規則・規程に基づき決定します。

(1) 初任給

大学卒	短大卒
188,700円	165,900円

※ 学歴、職歴等に応じて調整される場合があります。

※ この金額は、いずれも令和3年4月1日現在のものであり、社会経済情勢の変化に応じて改定されます。

※ 昇給は、勤務成績、中途採用等を踏まえ、決定されます。

(2) 諸手当

規定に基づき期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給します。

(3) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、社会情勢等により変更する場合があります。

(4) 出勤日

原則として月曜日から金曜日までですが、土曜日、日曜日及び祝日が出勤になることがあります。

8 採用予定年月日

合格者は、令和3年10月1日に採用する予定です。

9 その他

- (1) 提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 受験申込書に記載された個人情報については、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会個人情報保護規程により保護され、採用試験以外の目的に利用されることはありません。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書等の記載を偽って記入したことが判明したときは、合格を取り消します。
- (4) 受験時点において、各学歴を卒業見込みであった者が採用予定日までに卒業できなくなった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (5) 受験時点において、各資格を取得見込みであった者が採用予定日までに取得できなくなった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (6) 試験当日は、採用試験実施の通知文及び筆記用具（HBの鉛筆及び消しゴム）を持参してください。
- (7) 各種様式については、幸田町社会福祉協議会でお渡しするほか、幸田町社会福祉協議会ホームページ（<http://kotashakyo.jp/>）にも掲載しますので、用紙をプリントアウト（両面印刷）して使用しても構いません。
- (8) 受験を辞退する場合は、試験問題の発注等の都合上、幸田町社会福祉協議会（連絡先0564-62-7171）に速やかにご連絡ください。